

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は企業として法令や諸規定を遵守することは勿論、社会的責任を認識して企業価値の向上に努め、株主やお客様のご支援を頂き、持続的発展ができる会社を目指しております。その実現のため、経営の透明性と公正性を高める一方、執行役員制度を導入して経営の迅速化と管理体制の整備を図り、コーポレート・ガバナンスを強化させる事が当社の最重要課題の一つと考えております。なお、取締役の人員数は4名、監査役の人員数は3名であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補足原則1-2-4】

当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後のこれらの持ち株比率の状況に応じて検討してまいります。

【原則4-8】

当社では、社外役員の独立性基準を満たす社外取締役1名と社外監査役3名を選任することでコーポレートガバナンスは有効に機能していると判断しております。これにより、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

現時点では社外取締役1名を選任しておりますが、今後につきましては、コーポレートガバナンスの状況等を総合的に勘案し、2名以上の選任を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社では、社外取締役1名を選任しておりますが、今後、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等の特に重要な事項につきましては、独立社外取締役からの助言を十分に反映できる体制作りを図ってまいります。

【補充原則4-11-3】

現在、取締役会の実効性の分析・評価については行っておりません。今後は取締役会の機能向上を図るため、検討課題として取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社が政策保有する株式は(1)業務提携による事業者の相乗効果(2)取引関係の維持・強化(3)株式の安定保有が得られることを条件としており、中長期的な観点から企業価値の向上を総合的に勘案して保有の賛否あるいは継続保有の有無を判断しております。

議決権の行使につきましては議案の内容を精査し、投資先企業の状況並びに企業価値の向上等を踏まえた上で、議案の賛否を判断しております。

【原則1-7】

当社が役員や主要株主等との間で関連当事者間取引を行う場合には、取締役会の決議事項とし、事前にその必要性や取引条件等を十分に審議することを定めております。

この場合、当該役員は特別利害関係人として決議に加わることはできません。

【原則3-1】

(1)当社は、企業理念を当社ホームページにて開示しております。

(2)当社は、コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に開示しております。

(3)取締役及び監査役の報酬、賞与に関しては、その職責、世間水準及び従業員とのバランスを勘案し、株主総会により承認された報酬額の範囲内において、その額及び配分を取締役会にて協議の上決定しております。

(4)取締役候補者の選任につきましては、持続的な企業価値の向上を可能とする知見及び実績を有することを基本方針とし、その方針に基づき候補者案を取締役会へ提案し、取締役会において十分に審議の上、決議しております。

また、監査役につきましては、取締役の職務執行を監査し、経営健全性確保に寄与することを総合的に判断して決定しております。

(5)社外役員につきましては、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及び関連会社の重要事項、取締役会規程に記載の事項について審議し、決議をいたします。

また、業務執行機関として、経営会議を設置して、取締役会で決定された経営計画等を具体化し、当該業務を執行しております。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、持続的な企業価値の向上を図るため、的確かつ迅速な意思決定、リスク管理の徹底、業務執行の監視、その他事業活動を円滑に遂行できる体制を構築しております。

取締役候補者の選任に関しましては、原則3-1-4に記載の通りであります。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役の他の上場会社を含む重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」に開示しております。

尚、現在はグループ会社の兼務以外には他の上場会社の役員兼務はありません。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役及び監査役に対して法改正等に伴う情報提供や研修会の適宜開催を実施し、取締役及び監査役の知識・能力向上を図っております。

また、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要なセミナーや外部団体への加入、参加を自主的に行い、自己啓発に努めております。

【原則5-1】

(1)株主との対話全般については、代表取締役が統括します。

(2)株主との対話を補助する担当部門は総務部とします。総務部の中の株式、広報、企画、経理等、関係する担当者が連携して対応します。

(3)個別面談以外にも、事業状況等に関するご理解を深めていただくために当社ホームページや事業報告書での情報開示を実施しております。

(4)株主との対話を通じて把握した意見や懸念につきましては、必要に応じて取締役会や経営会議にフィードバックしております。

(5)インサイダー情報は「内部者取引管理規程」により厳重に管理されており、株主との対話に際してインサイダー情報を提供することはありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日新火災海上保険(株)	36,000	9.00
名古屋木材(株)	35,793	8.94
明治安田生命保険(相)	34,000	8.50
桐山 清	20,800	5.20
桐山 道代	19,400	4.85
(株)三菱東京UFJ銀行	18,000	4.50
丹羽 耕太郎	15,700	3.92
SIIncomeStrategy投資事業有限責任組合	10,700	2.67
桐山 雅子	10,203	2.55
桐山(有)	10,178	2.54

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大杉和義	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大杉和義		——	弁護士として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、客観的な立場から経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社と太陽有限責任監査法人との間では監査契約書を締結し、証券取引法の規定に基づく監査を受けております。
この会計監査の過程において適宜意見交換等を行い、取締役・監査役との連携を適切に図っております。
内部監査部門は、社内の業務運営が法令及び社内規定に基づき、適法かつ適切に行われていることについて内部監査を実施し、その結果を監査役に適宜報告する手続となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤星知明	公認会計士													
安井孝安	他の会社の出身者													
稲葉民安	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤星知明	○	赤星知明氏は、独立役員であります。	公認会計士・税理士として培われた財務全般における幅広い専門知識を有しており、独立・公正な立場で経営と業務執行を監査するなど社外監査役として適任であります。
安井孝安	—		会社経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、客観的な立場から経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断しております。
稲葉民安	—		会社経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、客観的な立場から経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、インセンティブ付与に関する制度は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

第76期事業年度における取締役の報酬等の額は24百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部より、稟議書、議事録および各種報告書の内容を随時報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(1)業務執行

経営方針の策定や業務執行に係る施策の意思決定機関として、取締役会を毎月1回以上開催しております。
また、取締役会を補佐する審議機関として、経営会議、リーダー会議を毎月開催しております。

(2)監査

監査役3名は全員が社外監査役であり、監査業務の独立性を確保するとともに、取締役の業務執行を独立・公正な立場から監視できる体制
になっております。
また、内部監査室を設置し、全部門における職務執行に対し、適正な運営と改善を図るため、計画的に内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社では、社外役員の独立性基準を満たす社外取締役1名と社外監査役3名を選任することで、コーポレートガバナンスは有効に機能していると
判断しております。これにより、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況
実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況
実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、行動指針のもと、取締役・使用人が法令、定款ならびに社内規程などを遵守し、誠実に職務執行するための啓蒙を継続的に行います。

取締役会規則に基づき、取締役会を月1回開催し、取締役会を通じて他の取締役の職務執行の監督を行います。

内部監査部門として、社長直轄組織である経営企画部に内部監査室を置き、各部門における職務執行に対し、法令、定款ならびに社内規程に適合しているかの監査を定期的の実施し監査結果を社長に報告しております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係わる内部統制については、財務報告に係わる内部統制の基本方針に従い、内部統制の整備・運用・評価と継続的改善を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款ならびに文書管理規程に基づき適切に保存、管理を行うとともに、取締役・監査役が必要に応じ閲覧できる体制としています。

取締役会議事録は取締役会規程に基づき事務局が適切かつ確実に保存・管理し、10年間備えおくものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、組織横断的に管理するリスク管理規程を制定し、全社的なリスク管理を行います。

各部門においては、担当職務の業務内容を整理し、内在する個々のリスクを継続的に監視するとともに、研修会の開催やマニュアルの作成・配布を通して、損失危機の未然防止に努めます。

また担当部門は、必要に応じ規程・催促・要領の新設・改廃や教育・啓蒙活動を行い、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に留める体制を整えております。

不測の緊急事態が発生した場合には、当該部門責任者は取締役会の役員へ報告するとともに、対策を検討し実行してまいります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会で定めた重要事項を各執行役員が責任者として業務執行にあたります。

また、経営企画部を設置し、経営戦略や経営上の重要課題、経営方針の策定を補佐します。

取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時に開催の上、会社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監査等を行います。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社の経営管理においては、当社の取締役、監査役及び執行役員を、役員として就任させ、業務遂行状況を把握するとともに適宜取締役会にて報告を行い、経営の効率的運用体制を整備しています。

グループ全社員に対して、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底させています。

また子会社の経営管理については、定期的に代表者会議等を開催し、経営課題等の討議を行うとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた時は、これを置くものとします。その人事については監査役の意見を尊重します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役に対して、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席を求めるほか、法定の報告事項に加えて、会社に著しい損害を及ぼす重要事項の発生、及び法令・定款違反その他コンプライアンス上の重要事項の発生を発見したときには、速やかに当該事実に関する事項を報告します。

また、代表取締役との定期的な会合のほか、監査の実効性を高めるため監査法人等との緊密な連携が図れる体制を整備します。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融庁により平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築します。

内部統制システムを適正に機能させるため、内部監査室が内部統制全般を検討し、不備・不足については取締役会に報告するとともに是正を行っていきます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当要求には断固として応じません。

総務部を対応部署として、必要に応じて外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

